

漁港漁場関係工事積算基準の一部改定について（お知らせ）

令和6年4月16日

「漁港漁場関係工事積算基準（令和5年度版）」の一部を別添資料のとおり改定しましたので、お知らせします。

なお、本改定は、令和6年4月16日以降の単価適用年月日により発注する工事及び委託業務の積算に適用します。

高知県水産振興部  
漁港漁場課  
TEL 088-821-4837

【別添資料】 令和5年度 漁港漁場関係工事積算基準 新旧対比表

掲載頁	現行（令和6年4月15日以前の積算に適用）	改定（令和6年4月16日以降の積算に適用）	コメント																																																																																																																
第1部 漁港漁場工事積算 基準 第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 P2-2-7	<p style="text-align: center;">表-② 現場環境改善費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">対象額</th> <th colspan="2">600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">適用区分等 下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> </tr> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <th colspan="2"></th> <th>a</th> <th>b</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">漁港 漁場 関係 工事</td> <td>浚渫工事</td> <td colspan="2">0.92 %</td> <td>159.8</td> <td>-0.3301</td> <td>0.14 %</td> </tr> <tr> <td>構造物工事</td> <td colspan="2">2.02 %</td> <td>1192.6</td> <td>-0.4089</td> <td>0.19 %</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">対象額</th> <th colspan="2">600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="2">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">適用区分等 下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> </tr> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <th colspan="2"></th> <th>a</th> <th>b</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">海岸工事</td> <td colspan="2">2.02 %</td> <td>1192.6</td> <td>-0.4089</td> <td>0.25 %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場環境改善費率の算定式</p> $I_r = a \cdot P^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、  <math>I_r</math> : 現場環境改善費率 (%)  <math>P</math> : 現場環境改善費率の算出対象額 (円)  <math>a</math>、<math>b</math> : 定数値</p>	対象額		600万円以下		600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	適用区分等 下記の率とする		算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		工種区分				a	b	下記の率とする	漁港 漁場 関係 工事	浚渫工事	0.92 %		159.8	-0.3301	0.14 %	構造物工事	2.02 %		1192.6	-0.4089	0.19 %	対象額		600万円以下		600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用区分等 下記の率とする		算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		工種区分				a	b	下記の率とする	海岸工事		2.02 %		1192.6	-0.4089	0.25 %	<p style="text-align: center;">表-② 現場環境改善費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">対象額</th> <th colspan="2">600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">適用区分等 下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> </tr> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <th colspan="2"></th> <th>a</th> <th>b</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">漁港 漁場 関係 工事</td> <td>浚渫工事</td> <td colspan="2">2.58 %</td> <td>11,342.3</td> <td>-0.5375</td> <td>0.11 %</td> </tr> <tr> <td>構造物工事</td> <td colspan="2">2.02 %</td> <td>1192.6</td> <td>-0.4089</td> <td>0.19 %</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">対象額</th> <th colspan="2">600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="2">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">適用区分等 下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> </tr> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <th colspan="2"></th> <th>a</th> <th>b</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">海岸工事</td> <td colspan="2">4.02 %</td> <td>17,100.2</td> <td>-0.5353</td> <td>0.26 %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場環境改善費率の算定式</p> $I_r = a \cdot P^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、  <math>I_r</math> : 現場環境改善費率 (%)  <math>P</math> : 現場環境改善費率の算出対象額 (円)  <math>a</math>、<math>b</math> : 定数値</p>	対象額		600万円以下		600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	適用区分等 下記の率とする		算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		工種区分				a	b	下記の率とする	漁港 漁場 関係 工事	浚渫工事	2.58 %		11,342.3	-0.5375	0.11 %	構造物工事	2.02 %		1192.6	-0.4089	0.19 %	対象額		600万円以下		600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用区分等 下記の率とする		算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		工種区分				a	b	下記の率とする	海岸工事		4.02 %		17,100.2	-0.5353	0.26 %	諸経費動向調査結果 に伴う改定
対象額				600万円以下		600万円を超え20億円以下			20億円を超えるもの																																																																																																										
		適用区分等 下記の率とする		算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による																																																																																																															
工種区分				a	b	下記の率とする																																																																																																													
漁港 漁場 関係 工事	浚渫工事	0.92 %		159.8	-0.3301		0.14 %																																																																																																												
	構造物工事	2.02 %		1192.6	-0.4089	0.19 %																																																																																																													
対象額		600万円以下		600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																													
		適用区分等 下記の率とする		算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による																																																																																																															
工種区分				a	b	下記の率とする																																																																																																													
海岸工事		2.02 %		1192.6	-0.4089		0.25 %																																																																																																												
対象額		600万円以下		600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																													
		適用区分等 下記の率とする		算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による																																																																																																															
工種区分				a	b	下記の率とする																																																																																																													
漁港 漁場 関係 工事	浚渫工事	2.58 %		11,342.3	-0.5375		0.11 %																																																																																																												
	構造物工事	2.02 %		1192.6	-0.4089	0.19 %																																																																																																													
対象額		600万円以下		600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																													
		適用区分等 下記の率とする		算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による																																																																																																															
工種区分				a	b	下記の率とする																																																																																																													
海岸工事		4.02 %		17,100.2	-0.5353		0.26 %																																																																																																												

【別添資料】 令和5年度 漁港漁場関係工事積算基準 新旧対比表

掲載頁	現行（令和6年4月15日以前の積算に適用）	改定（令和6年4月16日以降の積算に適用）	コメント																																																												
第1部 漁港漁場関係工事 積算基準 第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 P2-2-10	<p style="text-align: center;">表-③ 現場管理費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用 区分等</th> <th rowspan="2">700万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">工種区分 漁港 漁場 関係 工事</td> <td>浚渫工事</td> <td style="text-align: center;">23.71 %</td> <td style="text-align: center;">99.2</td> <td style="text-align: center;">-0.0908</td> <td style="text-align: center;">14.19 %</td> </tr> <tr> <td>構造物工事</td> <td style="text-align: center;">24.36 %</td> <td style="text-align: center;">46.7</td> <td style="text-align: center;">-0.0413</td> <td style="text-align: center;">19.28 %</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用 区分等</th> <th rowspan="2">700万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">10億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工種区分 海岸工事</td> <td style="text-align: center;">27.79 %</td> <td style="text-align: center;">113.9</td> <td style="text-align: center;">-0.0895</td> <td style="text-align: center;">17.82 %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場管理費率の算定式</p> $J_o = a \cdot N_p^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、  <math>J_o</math> : 現場管理費率 (%)  <math>N_p</math> : 純工事費 (円)  <math>a, b</math> : 定数値</p>	対象額 適用 区分等	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による		20億円を超えるもの 下記の率とする	a	b	工種区分 漁港 漁場 関係 工事	浚渫工事	23.71 %	99.2	-0.0908	14.19 %	構造物工事	24.36 %	46.7	-0.0413	19.28 %	対象額 適用 区分等	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による		10億円を超えるもの 下記の率とする	a	b	工種区分 海岸工事	27.79 %	113.9	-0.0895	17.82 %	<p style="text-align: center;">表-③ 現場管理費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用 区分等</th> <th rowspan="2">700万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">工種区分 漁港 漁場 関係 工事</td> <td>浚渫工事</td> <td style="text-align: center;">24.08 %</td> <td style="text-align: center;">82.2</td> <td style="text-align: center;">-0.0779</td> <td style="text-align: center;">15.50 %</td> </tr> <tr> <td>構造物工事</td> <td style="text-align: center;">24.65 %</td> <td style="text-align: center;">40.5</td> <td style="text-align: center;">-0.0315</td> <td style="text-align: center;">20.63 %</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用 区分等</th> <th rowspan="2">700万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">10億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工種区分 海岸工事</td> <td style="text-align: center;">28.11 %</td> <td style="text-align: center;">100.3</td> <td style="text-align: center;">-0.0807</td> <td style="text-align: center;">18.84 %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場管理費率の算定式</p> $J_o = a \cdot N_p^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、  <math>J_o</math> : 現場管理費率 (%)  <math>N_p</math> : 純工事費 (円)  <math>a, b</math> : 定数値</p>	対象額 適用 区分等	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による		20億円を超えるもの 下記の率とする	a	b	工種区分 漁港 漁場 関係 工事	浚渫工事	24.08 %	82.2	-0.0779	15.50 %	構造物工事	24.65 %	40.5	-0.0315	20.63 %	対象額 適用 区分等	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による		10億円を超えるもの 下記の率とする	a	b	工種区分 海岸工事	28.11 %	100.3	-0.0807	18.84 %	諸経費動向調査結果 に伴う改定
対象額 適用 区分等	700万円以下 下記の率とする			700万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による			20億円を超えるもの 下記の率とする																																																								
		a	b																																																												
工種区分 漁港 漁場 関係 工事	浚渫工事	23.71 %	99.2	-0.0908	14.19 %																																																										
	構造物工事	24.36 %	46.7	-0.0413	19.28 %																																																										
対象額 適用 区分等	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による		10億円を超えるもの 下記の率とする																																																											
		a	b																																																												
工種区分 海岸工事	27.79 %	113.9	-0.0895	17.82 %																																																											
対象額 適用 区分等	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による		20億円を超えるもの 下記の率とする																																																											
		a	b																																																												
工種区分 漁港 漁場 関係 工事	浚渫工事	24.08 %	82.2	-0.0779	15.50 %																																																										
	構造物工事	24.65 %	40.5	-0.0315	20.63 %																																																										
対象額 適用 区分等	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による		10億円を超えるもの 下記の率とする																																																											
		a	b																																																												
工種区分 海岸工事	28.11 %	100.3	-0.0807	18.84 %																																																											
第1部 漁港漁場関係工事 積算基準 第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 補足資料 P2-2-(3)	<p style="text-align: center;">表-② 現場管理費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用 区分等</th> <th rowspan="2">700万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">700万円を超え4億円以下 算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">4億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">工種区分 漁港漁場関係 構造物工事</td> <td style="text-align: center;">22.48 %</td> <td style="text-align: center;">96.9</td> <td style="text-align: center;">-0.0927</td> <td style="text-align: center;">15.45 %</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場管理費率の算定式</p> $J_o = a \cdot N_p^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、  <math>J_o</math> : 現場管理費率 (%)  <math>N_p</math> : 純工事費 (円)  <math>a, b</math> : 定数値</p>	対象額 適用 区分等	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え4億円以下 算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による		4億円を超えるもの 下記の率とする	a	b	工種区分 漁港漁場関係 構造物工事	22.48 %	96.9	-0.0927	15.45 %	海岸工事				<p style="text-align: center;">表-② 現場管理費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用 区分等</th> <th rowspan="2">700万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">700万円を超え4億円以下 算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">4億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">工種区分 漁港漁場関係 構造物工事</td> <td style="text-align: center;">22.74 %</td> <td style="text-align: center;">88.2</td> <td style="text-align: center;">-0.0860</td> <td style="text-align: center;">16.06 %</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場管理費率の算定式</p> $J_o = a \cdot N_p^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、  <math>J_o</math> : 現場管理費率 (%)  <math>N_p</math> : 純工事費 (円)  <math>a, b</math> : 定数値</p>	対象額 適用 区分等	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え4億円以下 算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による		4億円を超えるもの 下記の率とする	a	b	工種区分 漁港漁場関係 構造物工事	22.74 %	88.2	-0.0860	16.06 %	海岸工事				諸経費動向調査結果 に伴う改定																												
対象額 適用 区分等	700万円以下 下記の率とする			700万円を超え4億円以下 算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による			4億円を超えるもの 下記の率とする																																																								
		a	b																																																												
工種区分 漁港漁場関係 構造物工事	22.48 %	96.9	-0.0927	15.45 %																																																											
	海岸工事																																																														
対象額 適用 区分等	700万円以下 下記の率とする	700万円を超え4億円以下 算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による		4億円を超えるもの 下記の率とする																																																											
		a	b																																																												
工種区分 漁港漁場関係 構造物工事	22.74 %	88.2	-0.0860	16.06 %																																																											
	海岸工事																																																														

【別添資料】 令和5年度 漁港漁場関係工事積算基準 新旧対比表

掲載頁	現行（令和5年4月15日以前の積算に適用）	改定（令和6年4月16日以降の積算に適用）	コメント																																								
第3編 土質調査業務 P3-1-4	<p>別表第1</p> <table border="1" data-bbox="311 304 1350 598"> <thead> <tr> <th>直接調査費 +間接調査費</th> <th>100万円以下</th> <th colspan="2">100万円を超え7,000万円以下</th> <th>7,000万円 を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする。</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td>59.9%</td> <td>285.3</td> <td>-0.113</td> <td>37.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>対象額が100万円を超え7,000万円以下の場合の算定式</p> $Z = A \cdot Y^b$ <p>ただし、                      Z：諸経费率（単位：％）                      Y：直接調査費+間接調査費（単位：円）                      A、b：変数値</p> <p>注）1. 諸経费率（Z）の値は、小数2位を四捨五入して小数1位止めとする。                      2. 「国土地盤情報データベース検定費」は諸経費の対象としない。</p>	直接調査費 +間接調査費	100万円以下	100万円を超え7,000万円以下		7,000万円 を超えるもの	適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			A	b		率又は変数値	59.9%	285.3	-0.113	37.1%	<p>別表第1</p> <table border="1" data-bbox="1498 304 2537 598"> <thead> <tr> <th>直接調査費 +間接調査費</th> <th>100万円以下</th> <th colspan="2">100万円を超え3,000万円以下</th> <th>3,000万円 を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする。</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td>82.5%</td> <td>290.2</td> <td>-0.091</td> <td>60.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>対象額が100万円を超え3,000万円以下の場合の算定式</p> $Z = A \cdot Y^b$ <p>ただし、                      Z：諸経费率（単位：％）                      Y：直接調査費+間接調査費（単位：円）                      A、b：変数値</p> <p>注）1. 諸経费率（Z）の値は、小数2位を四捨五入して小数1位止めとする。                      2. 「国土地盤情報データベース検定費」は諸経費の対象としない。</p>	直接調査費 +間接調査費	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下		3,000万円 を超えるもの	適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			A	b		率又は変数値	82.5%	290.2	-0.091	60.6%	
直接調査費 +間接調査費	100万円以下	100万円を超え7,000万円以下		7,000万円 を超えるもの																																							
適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																							
		A	b																																								
率又は変数値	59.9%	285.3	-0.113	37.1%																																							
直接調査費 +間接調査費	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下		3,000万円 を超えるもの																																							
適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																							
		A	b																																								
率又は変数値	82.5%	290.2	-0.091	60.6%																																							